

第70回宮城県国土利用計画審議会

I 日 時 : 令和3年2月2日(火)
午前10時から午前11時40分まで

II 場 所 : 宮城県行政庁舎 第二会議室(11階)

III 次 第

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

(1) 宮城県国土利用計画(第六次)最終案について

(2) 宮城県土地利用基本計画図の変更について

(3) その他

4 閉 会

○ 配付資料

【資料1】宮城県国土利用計画(第六次)中間案に対する意見について

【資料2】宮城県国土利用計画(第六次)最終案(概要)

【資料3】宮城県国土利用計画(第六次)最終案(本文)

【資料4】利用区分別の規模(面積)の目標値について

【資料5】宮城県土地利用基本計画図の変更(案)

【資料6】変更位置図

【資料7】土地利用基本計画変更内容説明書

【参考資料1】国土利用計画について

【参考資料2】宮城県国土利用計画(第六次)策定スケジュール(案)

【参考資料3】東日本大震災前後の土地利用の推移

【参考資料4】太陽光発電施設建設による森林地域の縮小状況

【参考資料5】目標値と実績値の推移

【参考資料6】県土利用の推移等

【参考配付】令和2年度土地利用の現況と施策の概要

IV 出席者名簿

1 委員(13名中11名出席)

(敬称略)

分野	氏名	現職名	出欠
都市問題・ 交通問題	ますだ さとる 増田 聡	東北大学大学院経済学研究科教授 (工学博士)	出
都市問題・ 交通問題	おくむら まこと 奥村 誠	東北大学災害科学国際研究所教授 (工学博士)	欠
都市問題・ 社会福祉	やまもと かずえ 山本 和恵	東北文化学園大学科学技術学部 建築環境学科教授(工学博士)	欠
自然保護	さいとう ちえみ 齊藤 千映美	宮城教育大学環境教育実践研究セン ター教授(理学博士)	出
農 業	たかはし しん 高橋 慎	宮城県農業協同組合中央会常務理事	出
林 業	ながい たかあき 永井 隆暁	宮城県森林組合連合会常務理事	出
商 工 業	あいざわ きよの 相澤 きの	宮城県商工会女性部連合会会長	出
社会福祉	あさの りつこ 浅野 律子	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会 人材育成部長	出
土 地	ささき まり 佐々木 真理	一般社団法人宮城県不動産鑑定士協 会理事	出
市 町 村	やまだ ゆういち 山田 裕一	白石市長(宮城県市長会)	出
	さくらい こういち 櫻井 公一	松島町長(宮城県町村会)	出
そ の 他	むとう じゅんこ 武藤 順子	宮城県青年会議幹事	出
	おおとも とみこ 大友 富子	宮城県地域婦人団体連絡協議会会長	出

2 事務局

氏 名	職 名
志賀 真幸	震災復興・企画部理事兼次長
多田 佳裕	震災復興・企画部地域復興支援課長
熊谷 香織	震災復興・企画部地域復興支援課副参事兼課長補佐（総括担当）
叶 光博	震災復興・企画部地域復興支援課課長補佐（土地対策班長）
藤咲 寛	震災復興・企画部地域復興支援課主事
亀谷 里美	震災復興・企画部地域復興支援課主事
本田 日菜乃	震災復興・企画部地域復興支援課主事

V 会議の概要

1. 午前10時、司会の熊谷副参事兼課長補佐（総括担当）が開会を宣言し、会議が有効に成立する旨の報告を行った。（定足数7名以上出席）
2. 志賀震災復興・企画部理事兼次長の挨拶の後、議事に入り、増田会長が国土利用計画審議会条例第5条第1項の規定により、議長となって以後議事を行った。
3. 議事について、多田地域復興支援課長が説明を行った後、審議が行われた。

VI 会議運営に関する報告・確認事項等

1. 定足数の報告
国土利用計画審議会条例第5条第2項の規定により、定足数である過半数（7名）を満たし、有効に成立していることを報告した。
2. 審議の公開・非公開の確認
議事の公開を確認した。
3. 議事録署名委員の指名
審議会運営規程第5条第1項の規定により、「相澤きよの委員」「佐々木真理委員」の2名を議事録署名委員に指名した。

Ⅶ 議事録（発言要旨）

増田会長	それでは「(1)宮城県国土利用計画(第六次)最終案」について、事務局から説明願います。
多田課長	(資料1～4について説明)
増田会長	ご意見やご質問等はございますか。
浅野委員	資料3の16ページ,表「規模の目標」について,面積の合計が合いませんので確認いただければと思います。
叶班長	県土の全体面積が平成29年で7,282平方キロメートル,令和13年で7,283平方キロメートルとなっていますが,これは決まった面積のため動かさません。それに対して,各地目の内訳は端数を四捨五入しているため合計が合わなくなっておりますが,こちらにつきましては確認をしております。
増田会長	面積は最終的に「その他」で調整するため,合計は一致しなければいけないと思いますが,各地目を四捨五入してから調整しているのでしょうか。
叶班長	平方キロメートル単位に表示するにあたって,四捨五入しております。実際はヘクタール単位で算出しており,ヘクタール単位での値は動きませんので,平方キロメートル単位で表示する際に切り上げなどをするため合計が合わなくなります。 ただ,今ご指摘がありました「宅地」のうちの「工業用地」,「その他」は1平方キロメートルの増減と整理をしており,この部分は端数調整をしておりませんが,それ以外の地目で端数調整をした結果,合計値は変わらないということになっております。 ちなみに,令和13年の県土面積が1平方キロメートル増加していますが,県で行っている公有水面の埋立てに伴い陸地が増えるもので,令和13年に増加することは間違いありません。
増田会長	わかりました。資料3,7ページの津波防災地域づくりについて,これは新しい法律として始まったため記載したという理解でよろしいでしょうか。
多田課長	現在防潮堤の整備を進めており,その完成を待つ津波浸水想定の設定をする流れになっております。当県もこれから設定されることを踏まえて,各種ハザードマップとの活用と合わせて記載しております。

増田会長	わかりました。もう1点伺います。資料4の図表にトレンド推計のグラフがありますが、過去何年位からの推計になるのでしょうか。
叶班長	グラフでは平成22年から実績値を記載していますが、そこからトレンドを推計しますと、東日本大震災による土地利用の変化が反映されてしまいます。例えば、2ページの農地面積は平成23年にかなり減少していますが、これは沿岸部の農地が被災したことで、一時的に農地として使えなくなった面積になります。こういったものもトレンド推計に入れてしまうと、トレンドの今後の傾向としては誤りになってしまうため、これが落ち着いた平成26年値以降で推計しました。適宜調整しながら、震災の影響がある程度落ち着いたところをスタートとしてトレンドを推計しております。過去の資料ではその説明を記載しておりましたが、今回の資料には記載しておりませんでした。
増田会長	わかりました。他にございますか。ないようでしたら、最終案はこれで決定されることになりますが、よろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
増田会長	それでは、以上については異議なしということで、これをもって答申したいと思えます。ありがとうございました。 次に、議事(2)「宮城県土地利用基本計画図の変更」について、事務局から説明願います。
多田課長	(資料5～7について説明)
増田会長	只今の説明について、ご質問等はございますか。
永井委員	整理番号1の下愛子地区は、まだ開発が着手されていませんが、一方で整理番号2の美田園北地区は、既に開発されていると資料から見受けられますが、計画図変更のタイミングとしてはどちらが基本なのでしょうか。
多田課長	農業地域については、基本的に開発に先立って変更いたします。通常、農地転用を行う場合は農業振興地域の除外が必要で、都市計画法などの開発行為についても、様々な手続きを踏まえて規制が解除されます。東日本大震災復興特別区域法(以下「復興特区法」という。)の特例措置により、被災市町村や知事等で構成される復興整備協議会(以下「協議会」という。)を設けておりまして、この復興特区法の対

	<p>象となる被災地については、協議会に復興整備計画をお諮りして同意をいただくことで、個別の規制が特例で認められます。</p> <p>今回の美田園北地区つきましても、この特例に該当し協議会の同意を得ております。その後、復興整備計画が公表された時点で開発が許可される取り扱いとなっているため、当審議会にお諮りする前に開発されております。</p>
永井委員	<p>わかりました。</p>
増田会長	<p>おそらく今の件は、本当はどこかの時点で復興特区法の特例措置に関する対応がどうだったのかということを検証しないといけないんだと思います。今回、当審議会には、区域の変更があったため諮られているということになり、他の場所がどのようになっているのかというのは大学側がやるべきという気もしますが、いずれ、復興特区法の特例措置を行ったところがどうなったかということは、どこかで検証をしないといけないのかもしれない。</p> <p>他に気になるのは、整理番号25の大郷町や整理番号27の利府町といった、30ヘクタールを超える大きな面積が縮小しているという部分についてですが、なにか現地の情報などはありますか。</p>
多田課長	<p>整理番号25の大郷町につきましては、太陽光発電施設の設置による縮小になります。太陽光発電施設は日当たり、或いは傾斜などが太陽光発電に適した地域に設置されやすいという事情があり、今回こちらで開発がされておりますが、今太陽光発電に関しては、森林の維持との関わりがかなり問題となっております。</p> <p>太陽光発電施設の設置に当たりましては、県として新たなガイドラインの設置や国の林地開発に関する運用細則ができ、景観への配慮や住民への説明などが義務付けられております。今回についても、そういった基準をそれぞれ満たして、安全性などの基準を担保していただいたと考えておりますので、そういった方向で進められていると考えております。</p>
叶班長	<p>整理番号27の利府町につきましては、32ヘクタールの宅地造成となっております。面積だけ見るとかなり大きいですが、こちらは特殊な例になります。ここは利府葉山というところで、松島町に近い山の中で平成10年代に大規模な宅地開発しております。こちらは一期、二期という形で造成区画を分けており、一期の方は既に開発が終わって分譲された宅地となっております。今回の32ヘクタールの部分については二期になりますが、こちらは造成をやめており、法面などで山を削った、森林ではなくなり広く残っている部分などを森林地域から除外したということになっています。実質的には、開発を拡大したというよりは、元々の予定を縮小した結果このようにな</p>

	<p>ったという少し特殊な案件です。縮小面積は大きいですが、元々の住宅地としての計画がかなり大きなものでしたので、このようになっております。中身としましては、どちらかという、実際の需要ニーズに応じ、開発を適切なところでストップして終了したというようなものです。</p>
増田会長	<p>わかりました。地図上で見ますと、周辺も市街化区域に編入されていますね。他にいかがでしょうか。</p>
櫻井委員	<p>大郷町の太陽光発電施設の設置について、一昨年台風がありましたが、河川関係については調整されているのでしょうか。太陽光発電施設の設置のために林地開発がされますが、保水の関係で、一昨年の10月の台風のような大雨が降ると一気に水が出ますよね。例えば吉田川支流などの河川関係の協議はされていますか。</p>
叶班長	<p>ご存知かもしれませんが、こちらを技術的に言いますと、防災調整地の設置要綱というものが県にございまして、森林が保水する場合と同等のため池を敷地内に作り、そこに雨水を溜めるようにします。そして、溜まった上澄み水だけを流し、土砂流出をしないようにすることと、一気に、急速に下流へ水が流れ出すことを防ぐようになっております。開発する上では、まずどうしても木を切らなければいけません。場合によっては抜根するので、その間どうしても地表がむき出しになってしまい、タイミングによっては土砂流出が起こる危険性があります。ただ、基本的には、まず開発の最初の段階で仮の調整池を造って段々調整池を広げていき、それから、例えば太陽光パネルの設置などの工程に移ってくださいというようなことを常に指導しております。</p> <p>林地に関しては、森林担当部局である自然保護課でパトロールなどをしており、適宜各地方振興事務所の林業振興部でもモニタリングをするなど、適切な開発がされるよう常に指導しておりますので、開発に起因して急速に河川の増水が広まってしまふというような懸念はない形で設計をしております。</p> <p>近年、豪雨災害などが多くございまして、これまでの雨の降り方と少し違う線状降水帯など短期的に集中してくることもあります。環境部局や森林部局の方でも、逐次災害が起こる度に開発地の防災態勢を取りますので、そういったところは現地確認をして指導することになります。これまでのところ、開発に起因した水害の増加傾向は見られないという報告を受けております。</p>
増田会長	<p>設計基準上は水害などが起きないようにしているということですが、想定外の気候変動の中で何か大きな状況が起きるのかもしれないので、ルールを強化していくということが必要なのかもしれません。</p>

	<p>今のような開発面積が大きなところでは土砂が流出するような話があります。小さなところでも、沢がすぐ下にあったなどそれぞれ色々な問題があると思いますが、そのようなこともコントロールしているということのようです。</p> <p>他に、ご質問やご意見はございますか。それでは今回、2件の審議と35件の報告がありました。原案のとおり異議なしということで認めたいと思います。よろしいでしょうか。</p>
委員一同	(異議なし)
増田会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、「議事(3)その他」に進みます。事務局から引き続き御説明をお願いします。</p>
叶班長	(参考資料3, 4について説明)
増田会長	<p>ご質問等はございますか。環境部門系の大学院生が論文にしたいような感じがしますね。</p> <p>先ほどモニターに出された太陽光発電施設の設置場所の地図は、オープンデータ化されていたり、位置情報を入手したりできるのでしょうか。それとも、この場でしか見られないものですか。</p>
叶班長	これは担当部局で試作の段階でありまして、オープンにできるかどうか検討中です。この場でお示しすることについては許可を得ておりますが、今のところ、まだ県庁内部だけのデータになっております。
増田会長	そうすると、なにかデータを活用したいとなった場合は、情報公開請求をして、太陽光発電施設の場所の地番を得て、こちらで地図上にプロットするという流れが今の状況ですね。
叶班長	まだ、開発計画の途上のものも結構あります。例えばメガソーラーの開発基準で経済産業省に計画の届出をして承認された施設の中でも、規模が小さいものは、現状どのようになっているかの追跡が難しいという状況があるようです。そういったものの情報を上手く繋いでもらって、或いは事業者の方から県に積極的に教えていただいて適切な発電施設の運営をできるよう、再生可能エネルギー室を中心に取り組んでいるということを伺っております。

増田会長	<p>ありがとうございます。少しずつ情報が進んでいるということですね。</p> <p>ちなみに、参考資料3のような資料は土木部でも作成中ということですか。</p>
叶班長	<p>はい。「宮城県復興まちづくりのあゆみ」というものを毎年度末版で作成してインターネットで公開しており、その中のまちづくりの進捗状況という部分で防災集団移転事業がどのように進んでいたかということ載せておりますが、個別の地区を細かく出したものではなく、どちらかというと、サンプル的に数地区の動きや県全体として大体これくらいの面積・地区に移転していただいたという進捗状況をまとめております。なかなか個別の地区ごとの資料は集約が難しく、公開できるようなものとしてできていない状況かと思えます。</p>
増田会長	<p>今日奥村委員はいらっしゃいませんが、都市計画学会東北支部でも復興検証みたいなものをやらなければいけないというような話があると思えます。各街々の色々な復興整備計画の図面等を独力で何百もダウンロードして、その地図データをすり合わせることは相当な負荷が掛かると思えます。おそらく、やらなければいけないだろうとは思いますが、この地図を作るだけでも相当大変ですよ。県職員ではない人がこれをやろうと思うと余計に。いずれ学会に外注などをしていただくと有り難い気がします。他に何かご意見はありますか。</p>
齊藤委員	<p>最後に風力発電の話も出ていましたが、最近、ここ数年で風力発電の環境影響評価関係の依頼がすごく私にも来るようになりまして、同じ地域で複数の業者が全く別の計画を進めていたりするようなことも聞くようになりました。風力発電の用地は、基本的には尾根沿いにポールを建てるようなものなので、改変面積そのものがすごく大きいというよりは、むしろ100m規模の資材を運ぶために広い道路を取りつけたりするため、改変される面積に対して大規模な工事が必要ということが一つの特徴かと思えます。ですが、そういうものがなかなか見えておらず、同じような場所で同じようなことを全く別の事業者が発注していることがよくあり、それを業者同士では知っているようですが、なかなか見えづらいです。改変面積にしてしまうとすごく小さくなってしまふと思えますが、自然環境に与える影響は、今申し上げたような意味では非常に大きいのかなと思っています。そのようなところが見えづらいということは、面積にしてしまふとどうしようもないですが、道路ができてしまうと森林の生態系が変わってしまいますので、このように感じているところです。ですので、マップ化されたり、情報を共有できるようにならないと、森林がどのように変わってくるのかという全体像が見えづらいなと思いました。</p> <p>あと同時に、太陽光発電はこのような場では、なかなかいいイメージを持ちづらいところではありますが、改変面積にしますと、やはり土砂採取などもたくさんの事業者</p>

	<p>が行っているところでもありますし、実際にはメガソーラーみたいなものであればすごく規模が大きいので、ここでは面積がすごく大きな意味を持つと思います。ですが、非常に小規模なものであれば、特段太陽光発電だけが悪いということや問題を起こすということではないと思いますので、他の事業に関しても同じような目で影響を見ていただけるといいかなと思いました。</p>
<p>多田課長</p>	<p>ありがとうございます。森林の維持は基本だと思いますが、一方で、風力や太陽光などの再生可能エネルギーによる脱炭素社会を進める方向であり、県庁内でも再エネを推進する部署と森林を維持する部署が同じ部内にあります。そういった中で、今伺った問題点や防災上の問題、或いは森林の維持、土地の改変、風力発電ですと景観などについてもかなり大きな問題だと思います。そういったところについては、環境影響評価などの手続きもござりますが、太陽光発電に関しては県でガイドラインを作成するなど、様々なところで適切に監視しながら、森林の維持との両立が図られるとともに、特に地域の皆様のご理解をいただけるような形で取り組んでいく必要があると考えておりますので、引き続き県庁内で連携して取り組んで参りたいと思います。</p>
<p>増田会長</p>	<p>縦割りを越えて土地利用で横に繋げることが、当審議会の一番重要な役割だと思います。今もあったように、エネルギー部門と農水部門と市街地部門の話を一体で見られるようなプラットフォームになることが当審議会の役割だと思いますので、またご検討いただければと思います。</p>
<p>叶班長</p>	<p>少し補足をさせていただきます。ここ2年間、国土利用計画の御審議をいただいておりますのでなかなかご紹介する機会がなかったのと、資料がまとまってきたのが最近だったことがあります。実は県内の大型風力発電施設は環境担当部局で地図に落とし込んでおります。風力発電はかなり大きな施設ですので、よほど小さいものでなければ大体が環境影響評価の対象になります。</p> <p>今稼働中のものは気仙沼市と石巻市に2件ありますが、それ以外に環境影響評価中のものが15件ございます。先ほどのご発言にもありましたが、この辺りは地域的に重複するような計画があるというような実態がございます。それから、県境を跨いでいるところもございます。私どもの方にもこういったものの意見照会が適宜来ておりますので、国土利用計画法上の観点や土地利用調整上の観点からご意見を申し上げているという流れになっております。</p> <p>風力発電についても適地というのが限られておまして、事業化できるものはそれほどないはずですので、どこかの段階で県内のこういったものの土地利用状況の概要という形でご審議いただける機会があればということは考えておりました。</p>

増田会長	<p>ありがとうございました。他にご意見はございますか。なんとなく消化不良で終わってしまいますが、決められていた議題の審議は以上で終了しておりますので、これ以上ご意見がなければ、本日の議事はこれで終了したいと思います。大変ありがとうございました。それでは事務局に戻します。</p>
熊谷副参事	<p>以上をもちまして、宮城県国土利用計画審議会の一切を終了いたします。本日はお忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございました。</p>